

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(学校管理医の職務)</p> <p>第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(健康管理医の職務)</p> <p>第16条 健康管理医は、当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>心理的な負担の程度を把握するための検査等に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(学校管理医の職務)</p> <p>第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施、これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(健康管理医の職務)</p> <p>第16条 健康管理医は、当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>